

愛知県医療機関経営支援事業に関するQ&A

No	分類	質問・確認内容	回答	更新日
1	全般	国の実施要綱には「令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」による支援を受けた対象施設は対象外とする」とあるが、どのような施設が該当するのか。	本県に令和8年度事業として実施しているため、該当する施設はありません。	7月13日
2	全般	3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ていれば15万円（無床診療所、歯科診療所の場合）もらえるのか。	ベースアップ評価料の届出は支給要件の1つであり、それとは別に院内で12～5月の間ベースアップを行う必要があります。また、 一律15万円ではなく、医療機関で行ったベースアップの取組に対して、最大15万円支給するというものですので、要した額が15万円を下回る場合はその金額が支給額となります（千円未満切捨て） 。なお、ベースアップ評価料加算に伴う収入分を対象経費に含めることはできません。	3月10日
3	全般	当院に案内が来ていない。	令和8年6月4日付けで4月1日時点の厚生局届出リストに掲載されている医療機関宛てに郵送しています。それ以降に変更届や新規開設届を提出している場合は、追加発送はしていませんので、お手数ですが県ウェブページを参照してください。	7月13日
4	申請	病院の申請受付も令和8年度なのか。	県の発出する情報は診療所等向けのものです。病院から厚生労働省への申請スケジュールは県とは異なりますので、病院から申請を行う場合は厚労省ホームページを確認してください。	3月10日
5	申請	3月1日時点でベースアップ評価料加算を取っているが、年度末に退職する職員がおり、4月からベースアップ評価料加算が取れなくなる場合は申請できるのか。	3月1日時点でベースアップ評価料の加算をしており、6月の診療報酬改定後のベースアップ評価料加算を再度届け出るのであれば申請可能です。	3月10日
6	申請	令和7年12月～令和8年2月に開設した医療機関等は申請できるのか。	3月1日時点でベースアップ評価料の加算しているのであれば対象になり得ます。その場合は12～5月の6か月間ではなく、開設日～5月までの期間と読み替えてください。	3月10日
7	申請	訪問看護ステーションのみなし指定を受けている診療所は訪問看護ステーションとしても申請できるのか。	訪問看護ステーションの医療機関コードが交付されており、訪問看護ステーションとしてベースアップ評価料を届け出ていれば、申請は可能です。ただし、同じ職員に対する経費を重複して申請することはできません。	3月10日
8	申請	国Q&A22では「実績報告においても法人全体の賃金改善額で評価することが可能」とある一方で、「同一都道府県内に所在する診療所等について法人単位で当該都道府県に申請」とあるが、愛知県内にある病院と診療所間で今回の支給額を融通させることはできるのか。	①病院、②愛知県内の診療所等（薬局、訪問看護ST）、③愛知県外の診療所等間で融通させることはできません。	3月17日 分類変更
9	申請	実績額が基準額に満たない場合は後日返還になるのか。	本県では実績額で申請いただき、精算払により振込を行いますので、不正等が認められた場合を除き、返還は生じません。	7月13日
10	申請	賃金上昇分と物価上昇分のうち、片方のみを申請をすることはできるか。	可能です。様式の別紙1に申請の有無の選択項目がありますので、申請しない区分は「申請しない」を選択してください。ただし、一度申請した場合、追加でもう片方の申請をすることは重複申請となるため認められません。一度申請を取り消したうえで再申請してください（ただし、審査状況によってはお断りする場合があります）。	7月13日
11	申請	問い合わせ番号を検索しても出てこない。	環境依存文字など一部変換している場合がありますので、部分検索を試行してください。4月1日以降に開設、名称変更等をした場合は問い合わせ番号がない場合がありますので、お手数ですが事務局までお問い合わせください。	7月13日
12	申請	5月に厚生局に施設基準の届出を行ったが、不備があり差し戻されたため、6月からベースアップ評価料が算定できない。この場合、賃上げ支援事業は申請できないのか。	5月に届け出ているのであれば、申請は可能です。	7月13日
13	事業内容	3月までの一時金の支払いと4、5月のベースアップは片方のみの実施でも良いのか。	支給対象となる取組は「12～5月のベースアップ」であり、片方のみでは要件を充足しないため、両方実施する必要があります。	3月10日
14	事業内容	5月に一時金として6か月分支給することはできないのか。	一時金は直ちに給与改定ができない場合の措置であり、4か月分（12～3月分）が上限ですので、4月以降はベースアップが必要になります。	3月10日
15	事業内容	法人と雇用関係にある管理薬剤師は対象になるか。	対象になりません。	3月10日
16	事業内容	専従者として給与が支給されている場合は対象になるか。	専従者給与（個人事業主として働く家族に対して支払われる給与）は対象になります。	3月10日
17	事業内容	実施要領上は一時金等の支給を3月末までに必要があるが、給与の支払いが翌月払いの場合はどうすればよいか。	就業規則等で翌月払いとしている場合は翌月（4月）に支払われるものを含めることも可能です。（国Q&A16） （3/17更新） 国Q&A27において、公立病院等については12～3月分の一時金の支給を4月以降に行うことを認めていることから、この規定を準用し、システム改修や給与データ入力に間に合わないなどやむを得ない場合は 4月以降（6月まで）に一時金を支払う場合も賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含められることとなりました 。ただし、対外的な理由については申請者側で説明いただくことになりますので、御承知おください。	3月10日 3月17日更新
18	事業内容	法人で一律同じ給与体系であり、事業所単位で給付すると待遇に差が生じてしまうため、法人単位で賃金改善を行いたい。そのような場合でも今回の事業の対象にできるか。	愛知県内に所在する診療所等で合算した賃金改善額で実績報告を提出することも可能ですが、対象職員については対象医療機関等と兼務しており、勤務実態があるなどの条件があります。なお、申請先が異なる病院や他都道府県の診療所等と合算することはできません。（国Q&A22）	3月10日

19	事業内容	6月以降に給与水準を下げた場合はどうなるのか。	基本的には12～5月の水準を維持していただく必要がありますが、今回の給付額以上に12～5月の間、賃上げを行った場合や、6月以降のベースアップ評価料による収入が激減し、医療機関の負担が発生する場合についてはこの限りではありません。（国Q&A23）	3月10日
20	事業内容	12～5月中に退職した職員や、新規採用した職員も事業の対象に含めてよいか。	退職月まで（採用月から）の分については可能です。（国Q&A25,26）	3月10日
21	事業内容	ベースアップは全職員に対して行わなければならないのか。特定の職種だけでも良いのか。	誰にどれだけ配分するかは医療機関の判断となりますが、一部の職員に賃金改善を集中させるなど、著しく偏った配分にならないよう留意してください。	3月10日
22	事業内容	人材会社等からの派遣職員は対象になるか。	国実施要領で対象としている「医療機関等の開設者と労働契約を締結している者」に該当しませんので、対象にはなりません。	7月13日
23	事業内容	非正規職員を常勤換算すると実績額が減ってしまうが、この額でしか申請できないのか。	実績額（実績額が基準額を超える場合は基準額）に応じて交付しますので、 人数を常勤換算した場合は賃上げ額も常勤換算（0.5の場合は2倍）により算出してください 。算出が煩雑になる場合は、同じ職種であっても分けて記載していただいても構いません。	7月13日
24	特例措置	令和7年4月以降に開設した医療機関は、昨年末比2.0%以上の給与水準を上回っている場合の特例を適用できるか。	適用することはできません。	3月10日
25	特例措置	昨年末比2.0%以上の給与水準を上回っていれば、12月からの賃金改善はしなくてもよいのか。	お見込みのとおりですが、国の要領で言う「賃金改善」とは、「基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げのほか、これらの連動して引き上がる賞与分や時間外手当、法定福利費の事業主負担分の増額」が含まれ、定期昇給による賃金上昇は今回の対象には含まれませんので、単純に昨年3月と12月の給与とを比較して算出することはできません。	3月10日
26	特例措置	昨年末比2.0%以上の給与水準を算出する際、事業所全体の人件費支出で比較しても良いか。	定期昇給分やベースアップ評価料加算による収入分は対象に含みませんので、基本給や毎月支払われる手当部分で比較するなど、今回の対象事業について比較する必要があります。	3月10日
27	特例措置	余剰分が発生する場合は必ず賃金改善に充てる必要があるか。	職員にとって全く賃金改善の実感がないまま事業を終えることになるため、何らかの賃金改善をお願いします。	3月17日
28	特例措置	余剰分についても12～5月の賃金改善に充てる必要があるか。それとも、4月以降のベースアップのみでよいか。	何らかの賃金改善に充てられているということであれば、いずれも差し支えないものとして扱います。	3月17日
29	特例措置	給与の基準日が16日から翌月の15日までの場合、比較日を3/31ではなく3/15としてもよいか。	本規定は特例のため、解釈の変更は認められません。	7月13日
30	物価支援	物価上昇分もベースアップ評価料を届け出ていないと支給を受けられないのか。	物価上昇分についてはベースアップ評価料加算の届出は必須ではなく、保険診療（調剤）の実績があれば支給対象になります。ただし、申請時点で休止届を出している場合、既に廃院している場合は申請できません。なお、訪問看護ステーションは対象ではありません。	3月10日
31	支払	振込はいつになるのか。	県に納品があってから3週間～1か月程度 となります（申請後2～4週間ではありません）。支払予定日は以下の日程としています。 ○支払予定日…7/8、7/23、8/5、8/26、9/9、9/28、10/7、10/21	7月13日
32	支払	交付決定通知や額の確定通知はないのか。	今回の補助金は口座振込をもって交付決定及び額の確定としますので、書類の送付はありません。	7月13日
33	支払	仕入控除税額の報告（消費税報告）はあるか。	今回の補助金は人件費に対する補助及び給付型のものであり、消費税は含まれないため、仕入控除税額の報告也没有ありません。	7月13日
34	その他	物価高騰対策支援金とこの事業とは異なるものなのか。重複して申請することもできるのか。	本事業は物価高騰対策支援金とは異なるものです。どちらか片方しか申請できないということはなく、対象であれば両方とも申請いただくことは可能です。受付期間が異なるため、申請漏れの無いようにしてください。	3月10日